

# 2025年度 法科大学院

## 第3期入学試験問題

### 1 時限

### 憲法

### (論文式)

## 試験時間 50 分

#### 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## [憲法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

※なお、法律の条名や条文の内容における漢数字は、号番号表記を除き、算用数字で記している。また、促音を表すひらがなは小書きとしている。

現在の成田国際空港の建設に当たっては、その建設に反対する過激派等による実力闘争が強力に展開されたため、建設が予定より大幅に遅れ、その供用開始日直前の1978年3月26日には、過激派集団が新空港内に火炎車を突入させ、新空港内に火炎びんを投げるとともに、管制塔に侵入してレーダーや送受信器等の航空管制機器類を破壊する等の事件が発生したため、供用開始日を延期せざるを得なくなった。このような事態に対応するため、昭和53年法律第42号として、「新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法」が議員提案による法律として成立した。

同法は、平成15年法律第124号の附則第34条により「成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法」と題名変更されたが、現行の同法（以下「本法」という。）は、その第1条において、「この法律は、成田国際空港及びその周辺において暴力主義的破壊活動が行われている最近の異常な事態にかんがみ、当分の間、成田国際空港若しくはその機能に関連する施設の設置若しくは管理を阻害し、又は成田国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する暴力主義的破壊活動を防止するため、その活動の用に供される工作物の使用の禁止等の措置を定め、もって成田国際空港及びその機能に関連する施設の設置及び管理の安全の確保を図るとともに、航空の安全に資することを目的とする。」と定め、第3条において次のような規定を定めている（一部省略している）。

（工作物の使用の禁止等）

第3条 国土交通大臣は、規制区域内に所在する建築物その他の工作物について、その工作物が次の各号に掲げる用に供され、又は供されるおそれがあると認めるときは、当該工作物の所有者、管理者又は占有者に対して、期限を付して、当該工作物をその用に供することを禁止することを命ずることができる。

- 一 多数の暴力主義的破壊活動者の集合の用
- 二 暴力主義的破壊活動等に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる爆発物、火炎びん等の物の製造又は保管の場所の用
- 三 成田国際空港又はその周辺における航空機の航行に対する暴力主義的破壊活動者による妨害の用

（次頁につづく）

2 (省略)

3 国土交通大臣は、第1項の禁止命令をした場合において必要があると認めるときは、当該命令の履行を確保するため必要な限度において、その職員をして、当該工作物に立ち入らせ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第3項の規定による立入り又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6～16 (省略)

この第3条第1項に定められた禁止命令に違反する行為については、本法第9条第1項が、「第3条第1項の規定による国土交通大臣の禁止命令に違反して建築物その他の工作物を同項各号に掲げる用に供した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。」と定め、さらに本法第3条第3項が定める立入り又は質問に関しては、本法第9条第2項が、「第3条第3項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、5万円以下の罰金に処する。」と定めている。

また、本法第8条は、「第3条第1項の規定による命令については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の規定は、適用しない。」と定めている。

なお、本法にいう「暴力主義的破壊活動等」とは、本法第2条第1項により、成田国際空港若しくは成田国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設若しくは成田国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち政令で定めるものの設置若しくは管理を阻害し、又は成田国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する刑法第95条、同第106条及び同第108条等に規定された一定の行為をすることをいうと定義され、「暴力主義的破壊活動者」とは、本法第2条第2項により、「暴力主義的破壊活動等を行い、又は行うおそれがあると認められる者をいう。」と定義されている。

## 設問

本法第3条第1項が定める禁止命令及び同条第3項が定める立入り又は質問につき、憲法第31条及び第35条の要求との関係で、最高裁判所の判例がどのような判断を示したか説明したうえで、かかる判断につき検討を行いなさい。